

小城市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、小城市にこの申込書により事前登録された方（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等（注1）を第三者（注2）に交付した場合に、その事実について通知するものです。
- 2 第三者に対し事前登録者に係る住民票等の写しを交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。ただし、以下の場合を除きます。
 - (1) 国等の公用の請求の場合
 - (2) 市長が特別な事情があると認めたとき。
- 3 通知書では、次の事項をお知らせします。
 - (1) 交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別（本人等の代理人・本人等以外の者）
※交付請求者の氏名、住所を通知することはできません。
- 4 第三者に住民票の写し等を交付した内容については、個人情報保護に関する法律及び小城市個人情報保護に関する法律施行条例の規定の範囲内において、同法及び同条例の規定に基づき、本人が開示請求することができます。
ただし、開示請求が認められた場合においても同法及び同条例の規定に基づき、氏名など公開ができない場合があります。
- 5 事前登録を受けようとする方は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、委任状による代理での事前登録の申込みをすることができます。
- 6 郵便又は信書便による事前登録の申込み及び開示請求は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録を受けようとする方が、疾病その他やむを得ない理由等により、直接申込み及び開示請求をすることができないとき
 - (2) 他の市区町村に居住している場合において、窓口で直接申込みをすることが困難なとき
- 7 郵便又は信書便による開示請求をするときは、本人確認書類の写し1点以上の添付を必要とし、開示の実施は郵送により行います。送付先は住民票の住所とし、簡易書留で郵送します。
- 8 事前登録を廃止する場合、又は転居等により事前登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は届出が必要です。なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。

注1：「住民票の写し等」とは、次のものを指します。

住民票（除かれた住民票を含む。）の写し

住民票記載事項証明書（除かれた住民票記載事項証明書を含む。）

戸籍の附票（除かれた附票を含む。）の写し

戸籍（除籍を含む。）の謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書

注2：「第三者」とは、本人等の代理人、本人等以外の方をいいます。

本人等とは、住民票の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍の場合は、本人又は配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。